

国東市特定事業主行動計画の実施状況及び国東市における女性の活躍状況の公表
(令和8年7月)

国東市では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)(以下「女性活躍」)推進法という。)に基づき「国東市特定事業主行動計画」を策定・実施しています。今般、女性活躍推進法第19条第6項に基づき、行動計画の実施状況を以下の通り取りまとめましたので公表いたします。あわせて、女性活躍推進法第21条の規定に基づき、国東市における女性の活躍状況を公表いたします。

●令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性に給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	98.4%
全職員	90.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性に給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	81.8%
本庁課長補佐相当職	95.6%
本庁係長相当職	97.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	98.7%
31～35年	94.5%
26～30年	92.2%
21～25年	88.3%
16～20年	90.0%
11～15年	92.1%
6～10年	91.3%
1～5年	96.5%

【説明欄】

任期の定めのない常勤職員においては、男性の平均勤続勤務年数及び管理職の割合が女性を上回っている事による差異が生じている。
また、扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性職員が受給するケースが多くなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

●管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	行動計画における目標 (令和8年度)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
管理的地位にある職員	令和13年度までに 30%以上	20.8%	25.5%	20.9%

●各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	行動計画における目標 (令和8年度)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
本庁課長相当職	-	22.2%	28.6%	19.2%
本庁課長補佐相当職	-	35.0%	27.8%	31.3%
本庁係長相当職	-	23.6%	20.8%	17.6%

●採用した職員に占める女性職員の割合（令和 8 年 4 月 1 日時点）

区分	行動計画における目標 (令和8年度)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
応募者に占める女性の割合	40%	24.5%	27.3%	25.8%
採用者に占める女性の割合	40%	50.0%	33.3%	50.0%

●男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

区分	行動計画における目標	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
男性	50%以上	22.2%	50.0%	43.8%
女性	100%	100.0%	100.0%	100.0%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	男性	女性
1 週間未満		
1 週間以上 2 週間未満	12%	
2 週間以上 1 月以下	75%	
1 月超 3 月以下	13%	
3 月超 6 月以下		
6 月超 9 月以下		
9 月超 1 2 月以下		62%
1 2 月超 2 4 月以下		38%
2 4 月超		

●男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得状況

区分	行動計画における目標 (令和8年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度
配偶者出産休暇取得率	100%	80.0%	64.7%	87.5%
育児参加のための 休暇の取得率	100%	30.0%	11.8%	68.8%
合わせて5日以上 の 休暇を 取得した職員の割合	-	70.0%	47.1%	75.0%

●職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間（管理職を除く）

区分	行動計画における目標 (令和8年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度
管理職を除く職員	年間平均90時間以下 (月平均7.5時間以下)	7.1日/月	8.7日/月	7.4日/月